

あなたのまちの自転車活用を総合的・計画的に推進するために

「地方版自転車活用推進計画」

の策定が求められています

自転車活用推進法が施行され、各都道府県・区市町村でも「地方版自転車活用推進計画」の策定が努力義務化

- ・法施行（H29.5）により、国が定めた「自転車活用推進計画」を勘案のうえ、**当該区域の実情に応じた自転車の活用推進**に関する施策を定めた計画を作成するよう努めることとされました。
- ・国の自転車活用推進計画における施策メニューは下表のとおり分野を跨ぎ多岐にわたります。

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
<ol style="list-style-type: none">1. 自転車通行空間の計画的な整備の促進2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保3. シェアサイクルの推進4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進5. 自転車のIoT化促進6. 生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備	<ol style="list-style-type: none">11. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致12. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出
目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現
<ol style="list-style-type: none">7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進10. 自転車通勤の促進	<ol style="list-style-type: none">13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等推進15. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施16. 学校における交通安全教室開催等の推進17. 自転車通行空間の計画的な整備の促進（再掲）18. 災害時における自転車の活用推進

わがまちの自転車施策を、どのようにデザインするか？

分野をこえた自転車施策の有機的な連携を目指し、地域の実情をふまえたメリハリと実効性のある計画を作成することが重要

- ・実効性のある計画を効率的に策定するためには、既存計画との調整や既往調査の活用、関係団体との連携などを含め、工夫を凝らした調査実施が肝要です。

- 計画期間をどのように考えるか？
- 施策ごとのメリハリをどのようにつけるか？
- 措置の目標をどのように設定するか？
- 推進体制をどのように構築するか？
- など

JTPA交通計画研究所では、これまでに蓄積されたまちづくりとしての交通計画立案の豊富な経験と実績から、効率的で効果的な計画立案の支援をおこないます。

★まずは、ご相談等、ご遠慮なくお気軽にお寄せください。

Japan Transportation Planning Association

JTPA 公益社団法人 日本交通計画協会

【お問合せ先】

交通計画研究所 企画室 三浦・成嶋・鈴木
〒113-0033
東京都文京区本郷3-23-1 クロセビア本郷
Tel. 03-3816-1791 Fax. 03-3816-1794
E-mail. mail@jtpa.or.jp